

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和7年2月1日改正
小松市行政管理部管財課

1. 主任技術者について

(1) 主任（監理）技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条）

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 **5,000** 万円以上
(建築一式工事は **8,000** 万円以上)
- ・ 主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 **4,500** 万円以上
(建築一式工事は **9,000** 万円以上)

(2) 主任技術者の専任性の緩和について

小松市が発注する建設工事における主任技術者の専任性の緩和に関する取扱いは次のとおりです。

① 主任技術者の専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則2件程度まで主任技術者の兼務を認めます。※監理技術者は対象外

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が
10 km程度の近接した
場所にある場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が **5,000** 万円（建築一式工事は、**8,000** 万円）以上)

② 情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- (ア) 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- (イ) 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- (ウ) 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- (エ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置すること。
- (オ) 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。

- (力) 人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- (キ) 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

③ 監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務

以下のすべてを満たす場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- (ア) 予定価格が3億円未満(営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあっては2億円未満)であること。
- (イ) 兼務する工事が、いずれも小松市が発注するものであること。
- (ウ) 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- (エ) 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (オ) 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- (カ) 兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

④ 連続する工作物等の工事における主任(監理)技術者の兼務

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、主任(監理)技術者の兼務を認めます。※監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が5,000万円(建築一式は8,000万円)以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

(3) 主任技術者の兼務確認申請について

現在、施工中の他工事に専任で配置している主任(監理)技術者を別の小松市発注の工事にも主任(監理)技術者として配置しようとする場合は、「主任技術者の兼務承認申請書」(別紙様式1)を提出し、その確認を受ける必要があります。

【提出時期】

一般競争入札：「入札参加資格確認申請書」提出時

指名競争入札：「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」提出時

2. 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 現場代理人の配置について

小松市発注工事については、請負契約約款(第10条)により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務づけています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

小松市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いは次のとおりです。

【常駐義務の緩和要件】

次の①から③の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連携体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

① 契約金額が4,500万円(建築一式工事については、9,000万円)未満の工事であること

かつ

②工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることができること

かつ

③発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3)現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の事項の全てに該当する場合、他の工事（発注機関を問わない。）の現場代理人を兼務することができます。

◎兼務できる工事の件数 ⇒ 2、3件程度

◎兼務できる工事の距離 ⇒ 現場間の移動時間が概ね30分以内であること

◎兼務できる工事の契約額

⇒ 契約額が4,500万円(建築一式工事については、9,000万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと

⇒ 兼務できる工事の契約額の合計は、9,000万円未満であること

(4)現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を別の小松市発注の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、「現場代理人の兼務確認申請書」（別紙様式2）を提出し、その確認を受ける必要があります。

【提出時期】

一般競争入札：「入札参加資格確認申請書」提出時

指名競争入札：「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」提出時

3. 主任（監理）技術者と現場代理人を兼務した場合について

(1)同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任（監理）技術者を相互にこれを兼務することができます。請負契約約款（第10条第4項）

(2)主任（監理）技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で現場代理人と主任（監理）技術者を兼務している技術者について、他の工事の主任（監理）技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても上記2(3)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

※適用について

令和7年2月1日より適用します。請負契約の時点にかかわらず、現在施工中の工事についても適用されます。